

現在位置: [トップページ](#) > [市政情報](#) > [広報・広聴](#) > [よくある質問 \(FAQ\)](#) > [環境・公園・ごみ・水](#) > [環境・公害・公園、ごみ・リサイクル](#) > [公園](#) > 公園内で禁止されている行為について知りたい

よくある質問 (FAQ)

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート

2021年4月19日



公園内で禁止されている行為について知りたい

No.66838



回答

川崎市では、川崎市都市公園条例第4条第1項各号において、次の行為を禁止しています。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること
- (3) 土地の形質を変更すること
- (4) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること
- (5) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること
- (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと
- (9) 公園をその用途以外に使用すること
- (10) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること

また、10号に該当する禁止行為としては次のものが挙げられます。

- ・指定された場所以外で、ゴルフをする行為（素振りを含む。）
- ・指定された場所以外で、球技その他の目的で、広い範囲を独占する行為
- ・指定された場所以外で、金属又は木製バット及び硬式球を使用する行為（素振りを含む。）
- ・動物の放し飼いをする行為又は汚物等を放置する行為
- ・火薬類取締法施行規則第1条の5号イ（炎、火の粉又は火花を出すことを主とする手持ち花火）以外のがん具煙火を用いて花火をする行為
- ・指定された場所以外で、キャンプや寝泊りをする行為
- ・危険物を持ち込む行為

さらに、公園利用の際に守っていただきたいマナーとして、ゴミの持ち帰りや自転車を降りての通行、自転車やバイクの駐輪場への駐車などがあります。ご協力をお願いいたします。

関連する資料

-  [禁止行為の逐条解説\(PDF形式, 55KB\)](#)

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

- 役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

- 見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考といたします。